

秋田県の市町村庁舎等における受動喫煙防止対策実施状況一覧（H30年6月健康づくり推進課調べ）

市町村	本庁舎								議会棟（※本庁舎と同一の建物であるものを含む）					
	本庁舎の受動喫煙対策の状況			③の建物内喫煙可の場合の状況			今後の対応		議会棟・議会フロアの喫煙場所			建物内喫煙可の場合		
	①敷地内禁煙	②建物内禁煙	③建物内喫煙可	ア 喫煙室（所）は屋外だが、非喫煙者が通行する出入口付近にある	イ 建物内に喫煙室（所）あり	ウ 喫煙室（所）を設置していない	①検討中	②未検討	①敷地内禁煙	②建物内禁煙	③建物内喫煙可	ア 喫煙室（所）は屋外だが、非喫煙者が通行する出入口付近にある	イ 建物内に喫煙室（所）あり	ウ 喫煙室（所）を設置していない
秋田市		○								○				
能代市		○						○		○				
横手市			○		○		○				○		○	
大館市			○		○		○				○		○	
男鹿市		○						○		○				
湯沢市			○		○			○			○		○	
鹿角市			○		○		○				○		○	
由利本荘市		○						○		○				
潟上市		○						○		○				
大仙市			○	○			○				○	○		
北秋田市		○						○		○				
にかほ市			○		○		○				○		○	
仙北市			○		○		○				○		○	
小坂町		○					○			○				
上小阿仁村		○						○		○				
藤里町		○						○		○				
三種町		○						○		○				
八峰町		○					○			○				
五城目町			○		○		○				○		○	
八郎潟町			○		○		○				○		○	
井川町		○					○			○				
大潟村			○		○		○				○		○	
美郷町			○		○		○			○				
羽後町			○	○			○				○	○		
東成瀬村			○		○			○			○		○	
計	0	12	13	2	11	0	15	10	0	13	12	2	10	0

※1 本調査における「建物内禁煙」とは、建物内に喫煙場所がない場合のほか、喫煙所の設置場所が屋外であっても、非喫煙者が通行する出入口付近であるなど、非喫煙者が煙に曝露する場所である場合は「建物内喫煙可」とみなします。（回答者の判断による）

※2 美郷町は役場庁舎が本庁舎と別棟の第二庁舎で構成されており、第二庁舎に喫煙場所があるため、「建物内喫煙可」となっています。